

「健やかな育ちの推進」に関連する施策・事業について

児童虐待とは

児童虐待は、保護者がその監護する児童（18歳未満）の心身を痛つけ、健やかな成長・発達を損なう行為であり、児童の人権侵害にあたるものです。児童虐待の防止等に関する法律第2条により、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト（養育の怠慢・拒否等）」「心理的虐待」の4つに分類・定義されています。

保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をさします。

児童虐待の相談状況

札幌市児童相談所における平成23年度の児童虐待相談受付処理件数は437件で、前年度（478件）に比べ、41件（△8.6%）の減となっています。

虐待相談の内容別では、平成23年度においてもネグレクトが例年と同様に最も多く、全体の68.7%を占めています。以下、身体的虐待16.9%、心理的虐待11.7%、性的虐待2.7%と、内容別構成比の順位は例年同様となっています。

| | 身体的虐待 | 性的虐待 | ネグレクト | 心理的虐待 | 合計 |
|------|----------------|--------------|----------------|---------------|---------------|
| 21年度 | 107 (17.3%) | 13 (2.1%) | 413 (66.6%) | 87 (14.0%) | 620 (100%) |
| 22年度 | 64 (13.4%) | 8 (1.7%) | 352 (73.6%) | 54 (11.3%) | 478 (100%) |
| 23年度 | 74 (16.9%) | 12 (2.7%) | 300 (68.7%) | 51 (11.7%) | 437 (100%) |

児童虐待の通告受付状況

平成23年度における通告受付件数は710件であり、前年度比12.8%の減となっています。通告経路は、近隣住民等からのものが最も多く、平成23年度は389件で、この傾向は毎年変わっていません。また、次に多いのは警察からのものであり、147件となっています。この2つの経路が、全通告の75.5%を占めています。

| | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|--------|------|------|------|------|------|
| 父 | 11 | 6 | 12 | 12 | 15 |
| 家 | 5 | 8 | 4 | 2 | 3 |
| 親戚 | 0 | 4 | 3 | 1 | 0 |
| 児童本人 | 12 | 25 | 33 | 26 | 21 |
| 近隣・知人 | 163 | 207 | 271 | 417 | 389 |
| 保健センター | 29 | 32 | 45 | 70 | 40 |
| 医療機関 | 34 | 37 | 27 | 22 | 19 |
| 警察 | 48 | 57 | 86 | 42 | 21 |
| その他 | 83 | 138 | 166 | 157 | 147 |
| 合計 | 457 | 582 | 736 | 814 | 710 |

児童虐待への対応状況

- 児童虐待の相談・対応体制の強化
 - 平成14年度から児童虐待に迅速に対応するための担当課長を置き、現在10名体制（課長1名、担当係長5名〔うち保健師、教員・各1〕、児童福祉司2名、保健師1名、児童虐待対応協力員（非常勤職員）1名）で、児童虐待通告に係る初期対応を行っています。
 - 通告から原則として48時間以内に児童の安全を確認するため、平成20年度から市内2か所の児童家庭支援センターに初期調査を委託し、夜間・休日の体制を維持しています。
 - 平成23年度から児童相談所内に電話による「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を開設しました。夜間・休日には、専門の電話相談員が常駐するなど、365日24時間体制で運用しています。

児童虐待関係予防・防止機関等との連携強化

- 札幌市要保護児童対策地域協議会の設置
 - 平成20年3月、従来の札幌市児童虐待予防・防止連絡会議を再編成し、札幌市要保護児童対策地域協議会（平成21年11月から「札幌市子どもを守るネットワーク会議」に名称変更）を設置しました（現在、36機関・団体で構成）。
 - 各区要保護児童対策地域協議会との連携
 - 平成21年度には、各区に要保護児童対策地域協議会を設置。実務者会議・個別ケース検討会議を通じて関係機関との連携を図っています。
 - 札幌市オレンジリボン地域協力員の設置
 - 民生委員や主任児童委員等の各種委員、児童関係機関職員をはじめとした方々を対象に児童虐待に関する研修を行い、受講者を「札幌市オレンジリボン地域協力員」として登録し、児童虐待の発見・通報、情報提供や見守り等の活動を展開しています。登録者数は、平成24年3月末現在で、延べ9,827名となっています。
- 各区「家庭児童相談室」の設置
 - 平成22年度から、各区の保健センター（保健福祉部健康・子ども課）に、児童虐待に特化した担当職員を置き連携を図っていましたが、平成23年度からは相談・支援主査と家庭児童相談員による子どもの福祉に関する身近な相談窓口として「家庭児童相談室」を設置しています。

児童虐待予防・防止の啓発活動の強化

- 虐待対応マニュアル・パンフレットの作成・配布
- 厚生労働省製作製ポスターの関係機関への掲示依頼
- 児童虐待に関する情報の児童福祉総合センターホームページへの掲載
- 児童虐待防止推進月間（平成16年度から毎年11月）の取組

「札幌市児童相談体制強化プラン」の概要

～児童相談所と区役所の体制・機能強化及び地域との連携～

強化プランの策定にあたって

強化プラン策定の趣旨・位置付け
 少子高齢化や核家族化が進んでいる中で、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、家庭での養育機能が著しく低下し、虐待をはじめとした要保護児童相談が急増しその内容も多様化・深刻化している。虐待は、生児に関わる重大な子どもへの権利侵害であることから、子どもの権利を守られ、未来を担う大切な存在として子どもを健全に育て、社会全体で支えていく環境を整えていくことが重要である。

虐待等の子どもを取り巻く課題に対応するためには、児童福祉の最前線である児童相談所が量的・質的に充実し、その専門性についても高度化を進めていく必要があることから、札幌市社会福祉協議会からの意見具申（「札幌市児童相談所のあり方について」）の趣旨を踏まえ本プランを策定する。

本プランは、中長期的に継続して取り組む施策の方向性を示すとともに、それを実現するための具体的な取組を明らかにしたものであり、「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」及び「子どもの権利に関する推進計画」と連動しながら取組を進めている。

【推進期間】虐待等子どもに関する諸問題への対応は喫緊の課題であり、平成26年度までの4年間を本プランの推進期間と位置づけ、実施可能なものから早期に着手していく。

現状と課題

1 札幌市の児童相談の現状

- 相談件数、特に虐待相談は年々増加
 - 虐待相談は1件あたりの業務量が過大
 - 課題 児童虐待に対する組織・保護の体制強化**
 - 札幌市はネグレクトの割合が多いため、孤立する家庭を総合的に支援していく視点が重要
 - 「近隣・知人」「関係機関」からの虐待通告が多い
 - 課題 子どもを守る「地域力」の向上**
- H17 245件
H21 620件
虐待相談件数の推移
- H21 2.5倍
虐待種別割合 (H21)
- | | |
|-------|-------|
| ネグレクト | 66.6% |
| 身体的虐待 | 17.3% |
| 心理的虐待 | 14.0% |

3 社会的養育体制に関する現状

- 市内施設の定員不足により、市外の施設に入所する児童が多い(H22.3 末約200人)
- 被虐待児等の心理的ケアには、家庭的な養育環境が望ましい
- 課題 被虐待児等のケアの面で適切な「家庭的な養育環境」を提供できる社会的養育体制を市内に拡充**
- 保護者から適切な支援を受けられない施設入所児童の社会的自立が難しい
- 課題 就労支援を含めた、社会的自立を支援する体制の整備**

2 札幌市児童相談所の体制等の現状

- 【児童相談所・区役所の相談体制】
- 相談件数増加・児童相談所への相談集中により、児童福祉司1人あたりの件数が増大
- 身近な場所での相談、家族支援を含めた機能が重要
- 課題 児童相談所と区役所との役割分担**
- 虐待の未然防止の観点から、専門機関である児童相談所は夜間休日でも常に相談対応できる体制が重要
- 課題 24時間対応できる体制の整備**

【一時保護所の体制】

- 保護児童数増加・保護の長期化が進行
- 個々の児童の処遇に必要な個室の確保や、学習環境の確保が困難
- 課題 定員増及び適切な環境整備（スペース・職員配置）の確保**

【関係機関との連携】

- 地域の相談機関である児童家庭支援センターや、虐待の早期発見に重要な学校・保育所等との連携体制のより一層の強化が必要
- 課題 区要保護児童対策協議会活用等による連携体制の構築**

基本理念

虐待等から子どもの権利を守り、地域全体で子どもを暖やかにほぐむ体制を確立する

— 児童相談所が専門機能を果たすための体制拡充と連携強化 —

今後の方向性

児童相談所の単独設置の維持・専門機能の向上と区役所における相談・対応機能の充実

主な取組

区役所における相談・支援体制の強化

主な取組：「区家庭児童相談室の設置」～身近な相談窓口～
 子どもと家庭の福祉に関する相談機能を集約し、身近な相談窓口を市民に分かりやすい名称である「区家庭児童相談室」として、区役所の相談・支援機能の強化を図るとともに、専門的な相談に対応する児童相談所との役割分担の明確化、連携強化

児童相談所の相談・支援体制の強化

主な取組：「(仮称)子どもホットラインの設置」～24時間・365日の相談受付体制～
 緊急ケースへ速やかに対応することはもとより、育児困難を訴える保護者からの相談にも常時対応するために、専任の職員を児童相談所に置くなどして、虐待の未然防止を強化

その他の取組：体系的な研修による職員の専門性向上への取組など

一時保護所の体制強化

主な取組：「一時保護所の定員拡充と環境整備」～定員の拡充と適切な環境整備～
 定員の拡充、居室と浴室の分離や一定程度の個室の確保など適切な生活環境・学習環境に必要な施設整備と職員配置（被虐待児の心理的ケアを担うスタッフの充実など）を検討

※現施設の状態を見直しによる既存スペースの有効活用を含め、経済的・効率的な方法を総合的に検討

地域・関係機関との連携強化

主な取組：「区要保護児童対策協議会の活性化」～地域の関係機関との実効性のある連携体制を強化し、地域全体で要保護児童を支援するしくみを構築

主な取組：「(仮称)オレンジリボン協力員制度の創設」～地域力の強化～
 民生委員・児童委員や学校教員による現行の「児童虐待予防地域協力員」を発展させ、幅広く地域住民等が気軽に参加できる「(仮称)オレンジリボン協力員制度」を新たに創設し、身近な社会資源や地域力を強化

社会的養育体制の整備

主な取組：「里親委託等推進委員会の設置」～里親委託の推進と支援体制の充実～
 里親委託の推進を図るため、新たに「里親委託等推進委員会」を設置し、里親の資質向上のための研修、里親への相談援助などを行い、より効果的な支援の体制や取組を充実

主な取組：「施設入所児童等への相談・就労支援」～社会的自立への支援～
 施設入所児童等を含め、一人ひとりの子どもや施設を退所した子ども等が、安心して社会的に自立できるよう、一人ひとりの子どもの状況に留意しながらきめ細かなコーディネートを行う「(仮称)就労支援コーディネーター」の派遣を検討

その他の取組：家庭的養育環境の整備と受け皿の拡大、「(仮称)スタディメイト(学習支援等ボランティア)」派遣、子どもの権利擁護の取組など

指標・目標値

- (仮称)オレンジリボン協力員登録数 (累計) H21年度:13,6% ⇒H26年度:18.0%
- (仮称)オレンジリボン協力員登録数 (累計) H21年度:3,495人 ⇒H26年度(発願的拡大):13,000人
- (仮称)スタディメイト派遣事業 H26年度登録数:80人

「健やかな育ちの推進」に関連する施策・事業について

平成24年度 札幌市行政評価委員会 市民参加ワークショップ

○区家庭児童相談室について

- 1 概要
子どもや家庭の福祉に関わる身近な相談窓口として、家庭児童相談室を設置しています。具体的には、虐待を含めた家庭における児童養育に関することなど、児童家庭相談全般についての相談を受けており、必要に応じて、継続的に関係機関と連携を取りながら、相談者への支援を行っています。
- 2 運営体制
主査（係長職）と家庭児童相談員（非常勤職員）の2名体制
- 3 相談対応件数
平成23年4月1日から3月31日までの1年間で、10区の家家庭児童相談室が対応した相談件数は2,034件ありました。
- 4 予算（H24）
34,528千円（非常勤職員報酬、事務費等）

○子ども安心ホットラインについて

- 1 概要
札幌市児童相談所には、児童虐待の通告をはじめ、児童の養育に関するさまざまな問題や悩みが日々寄せられています。こうした相談に土日夜間でも対応できるよう、平成23年9月26日から、専門の電話相談員が児童相談所内に常駐し、24時間365日体制による「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を開設しました。
- 2 運営体制（夜間・休日）
電話相談員（非常勤職員・有資格者）5名によるシフト勤務制で対応しています。
- 3 電話相談員による相談対応件数
平成23年9月26日から3月31日までの約半年間で電話相談員が対応した相談件数は、921件ありました。
- 4 予算（H24）
10,300千円（非常勤職員報酬等）

○オレンジリボン地域協力員について

- 1 概要
児童虐待防止の取組みは、早期発見と早期対策が肝要であり、地域で活動している各種委員や日常的に子どもたちと接している関係機関職員等の協力が不可欠です。このことから、地域において、きめ細やかな児童虐待の予防・防止等の活動を展開していくことを目的とし、平成12年度から制度化しました。
- 2 登録対象者
民生委員・児童委員、青少年育成委員、保育所職員、幼稚園職員、小・中・高等学校職員、児童会館等職員、児童福祉に深い理解と熱意のある市民等
- 3 役割
 - (1) 地域内における児童虐待の発見と通告
 - (2) 地域内の子どもに関する情報収集活動
 - (3) 児童相談所から依頼を受けたケースの相談と支援・援助活動
 - (4) 地域内での虐待予防・防止のための啓発活動
 このうち、主に(1)について、協力をお願いします。
- 4 登録の要件
児童相談所長が企画し、実施する児童虐待等に関する研修を受講した者
- 5 報酬
なし
- 6 登録人数
9,827人（H23年度末）



<以下はワークショップ当日配布した追加資料>

<追加資料1>

1 札幌市における児童虐待取扱件数

(単位：件)

| | 児童相談所 | 区役所 | 合計 |
|------|-------|-----|-----|
| 21年度 | 620 | 188 | 808 |
| 22年度 | 478 | 208 | 686 |
| 23年度 | 437 | 432 | 869 |

2 札幌市における児童虐待の通告件数

(単位：件)

| | 児童相談所 | 区役所 | 合計 |
|------|-------|-----|-------|
| 21年度 | 736 | - | 736 |
| 22年度 | 814 | 217 | 1,031 |
| 23年度 | 710 | 187 | 897 |

※1 21年度以前は、児童虐待の通告先を児童相談所としていた

※2 22年度は、各区に児童虐待通告に対応する担当職員を配置した

※3 23年4月に、各区役所に家庭児童相談室を設置した

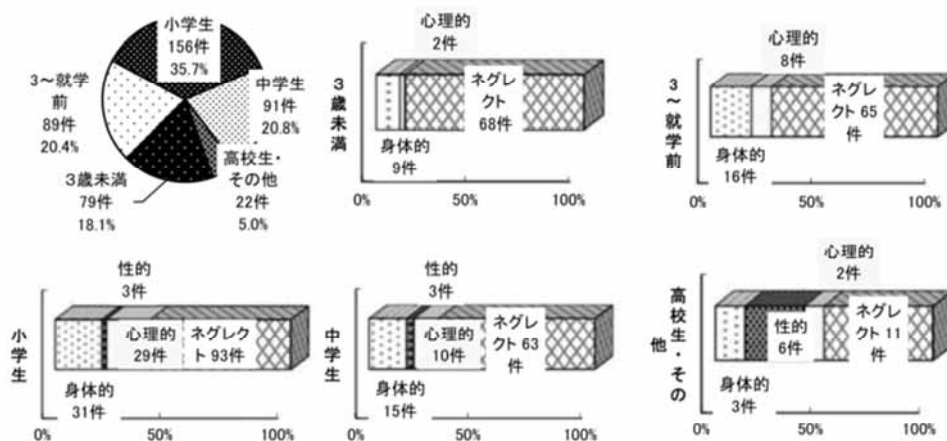
<追加資料2>

1 被虐待児の年齢構成と虐待種別内訳

(単位：件)

| | 3歳未満 | 3歳～就学前 | 小学生 | 中学生 | 高校生・その他 | 合計 |
|------|----------------|----------------|----------------|---------------|--------------|---------------|
| 21年度 | 106 (17.1%) | 146 (23.6%) | 250 (40.3%) | 92 (14.8%) | 26 (4.2%) | 620 (100%) |
| 22年度 | 83 (17.4%) | 101 (21.1%) | 179 (37.4%) | 88 (18.4%) | 27 (5.6%) | 478 (100%) |
| 23年度 | 79 (18.1%) | 89 (20.4%) | 156 (35.7%) | 91 (20.8%) | 22 (5.0%) | 437 (100%) |

<23年度の内訳>



被虐待児の年齢構成をみると、小学生の割合が最も高いが、「3歳未満」と「3歳～就学前」を合計すると、毎年度「0歳から就学前まで」の児童の割合が最も高くなっている。

また、虐待種別ごとの傾向をみると、いずれの年齢構成においてもネグレクトの割合が最も高くなっている。

平成 24 年度 札幌市行政評価 外部評価報告書

発行 札幌市市長政策室 改革推進部
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
電話 011-211-2061
URL <http://www.city.sapporo.jp/somu/hyoka/>